

第102回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日(木曜日) 午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
武蔵野銀行本店4階大会議室

目次

第102回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役8名選任の件	7
第102期事業報告	15
計算書類	42
連結計算書類	45
監査報告書	47
株主総会会場ご案内図	

株主総会へご出席の株主さまへのお土産を取り
やめさせていただいております。何卒ご理解賜りま
すようお願い申し上げます。

書面(郵送)又はインターネット等による
議決権行使の期限

2025年6月25日(水曜日) 午後5時



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただ
けます。
<https://p.sokai.jp/8336/>



More For You
もっと、街・暮らし・笑顔のために

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃より当行をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

私ども武蔵野銀行は、創業以来変わらぬ「地域共存」「顧客尊重」の企業理念のもと、地域社会の信頼にお応えできるよう、日々の業務に真摯に取り組んでまいりました。

2023年4月にスタートした中期経営計画「MCP 1/3」の最終年度を迎え、全てのステークホルダーの皆さまと埼玉県の持続的な発展を目指し、役職員一同研鑽を重ねてまいります。

今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

企業理念

地域共存

豊かな地域社会の実現に寄与し、地域とともに発展します。

顧客尊重

変化を先取りした果敢な経営を展開し、
組織を挙げて最良のサービスを提供します。

長期ビジョン

MCP (Musashino mirai-Creation Plan)

～多彩な価値を結集し、地域No.1の
ソリューションで埼玉の未来を切り拓く～

全てのステークホルダーの皆さまとともに、
埼玉の豊かな未来を共創してまいります。



取締役頭取 長堀和正

株主各位

証券コード 8336
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)
さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地 8
株式会社 武蔵野銀行
取締役頭取 **長堀 和正**

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当行第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】 <https://www.musashinobank.co.jp/irinfo/stock/meeting/>
【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp//8336/teiiji/>

また、電子提供措置事項は、当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「武蔵野銀行」又は「コード」に当行証券コード「8336」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地 8 武蔵野銀行本店 4 階大会議室 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただきご来場ください。
3. 目的事項	報告事項 (1) 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 (2) 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役 8 名選任の件

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

4. 議決権行使について

(1) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認ください。

(2) 書面（郵送）による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書用紙とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

<電子提供措置事項について>

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」を除いております。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、当該書面に記載している事業報告、計算書類及び連結計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

<事後動画配信について>

- ◎ 株主総会当日の様子の一部につきましては、後日当行ウェブサイト動画配信する予定です。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時まで



書面(郵送)で 議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時到着分まで



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

スマートフォンをご利用の株主さま

スマートフォンでの議決権行使は、QRコードを利用することで「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

機関投資家の皆さまへ

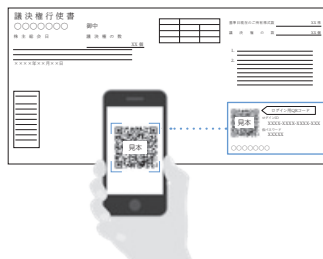
議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

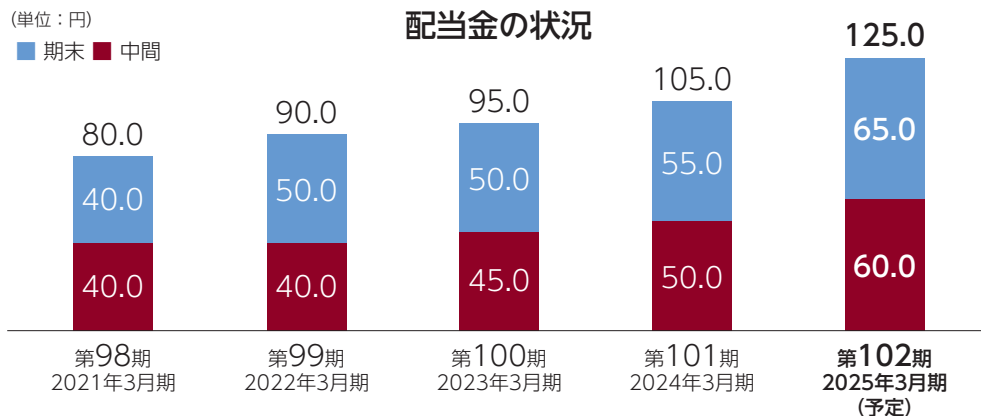
剰余金の処分の件

当行は、利益配分につきましては、地域金融機関として経営の健全性と安定した収益を確保し、内部留保による財務体質の強化を図るとともに株主の皆さまに報いるため、利益の状況や経営環境等を総合的に考慮した上で、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針として、配当性向30%以上を目標に、利益の成長とともに累進的な配当を目指すこととしております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当行普通株式1株につき金 65円 総額 2,154,213,295円 (注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき125円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月27日



第2号議案

取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	ジェンダー (性別)	現在の当行における 地位	取締役会への 出席状況
1	ながほりかずまさ 長堀和正 再任	男性	取締役頭取(代表取締役)	13回/13回 (100%)
2	しらいとしゆき 白井利幸 再任	男性	専務取締役(代表取締役)	13回/13回 (100%)
3	おおともけん 大友謙 再任	男性	常務取締役	12回/13回 (92.3%)
4	みやざきたかお夫 宮崎貴夫 再任	男性	常務取締役	13回/13回 (100%)
5	たきぎわきよし 滝沢潔 再任	男性	常務取締役	10回/10回 (100%)
6	みつおかりゅういち 満岡隆一 再任 社外 独立	男性	社外取締役	13回/13回 (100%)
7	さなだゆきみつ 真田幸光 再任 社外 独立	男性	社外取締役	12回/13回 (92.3%)
8	こばやしあやこ子 小林彩子 再任 社外 独立	女性	社外取締役	13回/13回 (100%)

(注) 1. 候補者番号5 滝沢 潔氏は、2024年6月26日開催の第101回定時株主総会において新たに選任され就任いたしましたので、取締役会への出席状況には、就任後の取締役会の回数を記載しております。
2. 候補者番号8 小林 彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋 彩子であります。

候補者
番号

1

ながほりかずまさ
長堀和正

再任

生年月日：1961年3月30日

取締役会の出席状況：13回／13回（100%）

所有する当行の株式の数：10,400株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2011年7月	当行執行役員総合企画部長
2006年4月	当行戸田西支店長	2014年6月	当行常務取締役
2008年6月	当行越谷支店長	2017年6月	当行専務取締役
2010年6月	当行総合企画部長	2019年6月	当行取締役頭取（現任）

取締役候補者とした理由

戸田西支店長、越谷支店長、執行役員総合企画部長等を歴任したほか、2014年6月より常務取締役に就任し、2017年6月より専務取締役に務め、2019年6月当行取締役頭取に就任、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

しらいとしゆき
白井利幸

再任

生年月日：1962年1月2日

取締役会の出席状況：13回／13回（100%）

所有する当行の株式の数：3,211株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2014年4月	当行執行役員人事部長
2007年4月	当行伊奈支店長	2015年6月	当行常務取締役
2009年6月	当行志木支店長	2020年6月	当行専務取締役（現任）
2011年6月	当行営業企画部長		
2013年7月	当行執行役員営業企画部長		[担当] 人事部、リスク統括部

取締役候補者とした理由

伊奈支店長、志木支店長、執行役員営業企画部長、執行役員人事部長等を歴任したほか、2015年6月より常務取締役に務め、2020年6月専務取締役に就任、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者
番号

3

お お とも
大 友

けん
謙

再任

生年月日：1964年8月6日

取締役会の出席状況：12回／13回（92.3%）

所有する当行の株式の数：3,206株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2018年7月	当行常務執行役員総合企画部長
2014年4月	当行越谷支店長	2020年4月	当行常務執行役員
2016年4月	当行営業統括部長	2020年6月	当行常務取締役（現任）
2016年7月	当行執行役員営業統括部長	2024年4月	当行営業本部長（現任）
2018年6月	当行執行役員総合企画部長		[担当] 営業推進部、法人コンサルティング部、個人コンサルティング部

取締役候補者としての理由

越谷支店長、執行役員営業統括部長、常務執行役員総合企画部長を歴任したほか、2020年4月より常務執行役員を務め、同年6月常務取締役に就任、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者
番号

4

み や ざ き た か お
宮 崎 貴 夫

再任

生年月日：1964年2月28日

取締役会の出席状況：13回／13回（100%）

所有する当行の株式の数：2,500株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2020年6月	当行執行役員融資部長
2010年4月	当行宮原西口支店長	2021年1月	当行執行役員人事部長
2012年6月	当行東川口支店長	2022年6月	当行常務執行役員
2016年4月	当行越谷支店長	2023年6月	当行常務取締役（現任）
2019年4月	当行融資部長		[担当] 融資部、市場国際部

取締役候補者としての理由

宮原西口支店長、東川口支店長、越谷支店長、執行役員融資部長、執行役員人事部長を歴任したほか、2022年6月より常務執行役員を務め、2023年6月に常務取締役に就任、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

たきざわ
滝沢きよし
潔

再任

生年月日：1969年2月11日

取締役会の出席状況：10回／10回（100%）

所有する当行の株式の数：2,490株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月 当行入行
2017年4月 当行岩槻支店長
2021年4月 当行北浦和支店長
2022年6月 当行執行役員北浦和支店長
2022年10月 当行執行役員営業統括部長

2024年4月 当行執行役員
2024年6月 当行常務取締役（現任）
[担当] デジタル推進部、事務統括部

取締役候補者とした理由

岩槻支店長、執行役員北浦和支店長、執行役員営業統括部長を歴任したほか、2024年6月より常務取締役に就任、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

みつおかりゅういち
満岡隆一

再任

社外

独立

生年月日：1958年10月30日

取締役会の出席状況：13回／13回（100%）

所有する当行の株式の数：2,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 デーゼル機器株式会社（現・ボッシュ株式会社）入社
2011年7月 ボッシュ株式会社専務取締役
2011年11月 株式会社フジアイタック代表取締役社長（兼任）
株式会社FAニイガタ代表取締役社長（兼任）

2013年7月 株式会社フジアイタック代表取締役社長退任
株式会社FAニイガタ代表取締役社長退任
2016年4月 ボッシュ株式会社取締役専務執行役員
2018年12月 同社取締役専務執行役員退任
2019年6月 当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ボッシュ株式会社専務取締役、株式会社フジアイタック代表取締役社長、株式会社FAニイガタ代表取締役社長等を歴任されたほか、2019年6月より当行社外取締役に務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に活かし、特に生産性の向上等についての助言や取締役の職務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待し社外取締役候補者となりました。なお、在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。



候補者
番号

7

さ な だ ゆ き み つ
真 田 幸 光

再任

社外

独立

生年月日：1957年9月23日

取締役会の出席状況：12回／13回（92.3%）

所有する当行の株式の数：一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 株式会社東京銀行（現・三菱UFJ銀行）入行
1984年8月 韓国延世大学留学
1997年12月 ドレスナー銀行東京支店 企業融資部長
2002年4月 愛知淑徳大学 コミュニケーション学部教授
2004年4月 愛知淑徳大学 ビジネス学部教授

2014年6月 多摩信用金庫員外監事（現任）
2021年6月 当行社外取締役（現任）
2024年10月 嘉悦大学 副学長・教授（現任）
2024年10月 愛知淑徳大学名誉教授（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

海外留学経験やドレスナー銀行東京支店企業融資部長等、豊富な業務経験に加え、現在は国際金融を研究分野とする大学教授を務めております。過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当行経営全般について専門的かつ幅広い知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。なお、在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。



候補者
番号

8

こ ばやし あや こ
小 林 彩 子

再任

社外

独立

生年月日：1975年10月14日

取締役会の出席状況：13回／13回（100%）

所有する当行の株式の数：900株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 弁護士登録
2009年1月 弁護士法人片岡総合法律事務所
パートナー（現任）
2013年9月 慶応義塾大学法科大学院非常勤講師
2019年6月 株式会社キッツ社外監査役

2020年4月 司法研修所民事弁護教官
2021年6月 当行社外取締役（現任）
2023年4月 慶応義塾大学法科大学院教授（現任）
2024年3月 株式会社キッツ社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としてファイナンス、企業法務、コンプライアンス等広範な専門知識を有し、幅広い分野で活躍されております。過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当行の経営全般に対して経営陣から独立した客観的立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者となりました。なお、在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、定款において社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外取締役に満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険について
当行は、全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、3氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏が当社の社外取締役として在任中の2023年6月、当行は関東財務局より仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められることから金融商品取引法第51条の2の規定に基づき行政処分(業務改善命令)を受けました。満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏は、販売実態についての情報取得する態勢が構築されていない等、態勢面に問題があったことから本違反行為が判明するまで、その事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。
行政処分後においては、品質向上委員会を設立し業務改善計画の進捗状況を協議するなど法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して適宜提案を行うなど、その職責を果たしております。

(ご参考)

当行の独立性判断基準

当行において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならないこととします。

1. 当行または当行の関連会社の業務執行者
2. 当行または当行の関連会社を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者
3. 当行または当行の関連会社の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者
4. 当行または当行の関連会社の主要株主、もしくは当行または当行の関連会社が主要株主の業務執行者
5. 当行または当行の関連会社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
6. 当行または当行の関連会社から多額の金銭その他の財産を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員
7. 当行または当行の関連会社から多額の寄付、助成を受けている組織の業務執行者
8. 最近において上記1から前7までに該当していた者
9. 上記1から前7までに掲げる者(使用人を除く)の近親者
10. 上記1から9に該当しても、当該人物の人格、識見等から問題ないとする場合は独立役員といえることができる

※「業務執行者」＝業務執行取締役のみならず使用人までとし、監査役は含まない

「主要な取引先」＝支払額または受取額が、総売上高の2%以上

「主要株主」＝総議決権の10%以上の株式を保有する者

「多額の金銭」＝年間1,000万円以上

「最近」＝実質的に現在と同視できる場合。例：株主総会の議案の内容が決定された時点は現在とし、1年以上前は「最近」には該当しない

「近親者」＝2親等以内の親族

(ご参考)

取締役候補者及び監査役の専門性と経験(スキルマトリックス)

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

【社内役員】			スキル区分					
氏名	役位	ジェンダー (性別)	経営戦略 (サステナビリティ)	営業	市場・国際	人事	コンプライアンス・ リスク管理	システム ・IT
長 堀 和 正	取締役頭取	男性	○	○	○	○	○	○
白 井 利 幸	専務取締役	男性	○	○		○	○	○
大 友 謙	常務取締役	男性	○	○	○	○		○
宮 崎 貴 夫	常務取締役	男性	○	○	○	○	○	
滝 沢 潔	常務取締役	男性	○	○			○	○
黒 澤 進	常勤監査役	男性	○	○	○		○	○
若 林 一 弘	常勤監査役	男性	○	○			○	○

各項目の詳細

経営戦略 (サステナビリティ)	企業経営や持続可能な組織運営に関する知識・経験・能力を有する
営業	営業活動や営業企画に関する知識・経験・能力を有する
市場・国際	有価証券運用や国際業務に関する知識・経験・能力を有する
人事	人事企画や人材育成に関する知識・経験・能力を有する
コンプライアンス・ リスク管理	コンプライアンスやリスク管理に関する知識・経験・能力を有する
システム・IT	システムの企画・運用やITに関する知識・経験・能力を有する

【社外役員】				スキル区分						
氏名	役位	独立性	ジェンダー (性別)	企業経営	金融	国際経験	法務	財務・ 会計	IT・ デジタル	地域経済 ・行政
満岡隆一	社外取締役	○	男性	○		○			○	
真田幸光	社外取締役	○	男性		○	○		○		○
小林彩子	社外取締役	○	女性		○		○		○	
毛塚富雄	社外監査役	○	男性	○	○			○		
吉田波也人	社外監査役	○	男性	○		○		○		
中野晃	社外監査役	○	男性	○	○					○

各項目の詳細

企業経営	経営環境の変化を見通し、経営戦略に反映させる上で、企業経営について幅広い知見を有する
金融	金融における高度な専門的知見を有する
国際経験	国際的なビジネスの経験により、海外の幅広い知見を有する
法務	法務における高度な専門的知見を有する
財務・会計	財務・会計における高度な専門的知見を有する
IT・デジタル	IT・デジタル分野の専門的な知見を有する
地域経済・行政	地域経済に精通し、行政についても幅広い知見を有する

第102期事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

○主要な事業内容

当行は、埼玉県を主要な営業基盤とし、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の販売業務、信託業務等を営み、地域金融機関として多様な金融商品・サービスを提供しております。

○金融経済環境

国内経済

2024年度の国内経済は、個人消費、設備投資が牽引し、引続き緩やかに回復しました。個人消費は、食料品を中心とした消費者物価の上昇を受けた節約志向がみられたものの、春闘での大幅な賃上げなどによる雇用者所得の改善から、緩やかな回復を続けました。また、好調な企業収益を背景に設備投資も増加するなど、国内経済は「デフレ経済」からの脱却に向け、「賃金と物価の好循環」が徐々に動き出した1年となりました。

こうしたなか、日本銀行は、2024年3月のマイナス金利政策の解除に続き、政策金利を段階的に引上げ、本格的に「金利のある世界」へと転じました。

日経平均株価は、年度初めに39,803円で始まった後、円安による企業の収益拡大期待などを反映して、7月には史上最高値(42,224円)を更新しました。その後、米国の貿易・経済政策の不透明感や地政学リスクの高まりなどから、年度末は35,617円となり、変動幅が大きい1年となりました。

県内経済

埼玉県経済については、国内経済同様に雇用者所得の改善から、個人消費は緩やかに持ち直しました。こうした中、県内企業においては、小売、飲食等を中心にサービス消費の回復などもあり、業績が着実に改善した一方、製造業では、海外需要減速の影響を受けるなど、業種により濃淡がみられました。

○事業の経過及び成果

【事業の経過】

【中期経営計画 「MCP 1/3」 への取り組み】

当期は、2023年に策定した長期ビジョン「MCP（Musashino mirai-Creation Plan）～多彩な価値を結集し、地域No.1のソリューションで埼玉の未来を切り拓く～」を実現するべく、2023年4月よりスタートした中期経営計画「MCP 1/3」の2年目として様々な施策を展開しました。

中期経営計画 「MCP 1/3」 （2023年4月～2026年3月）

長期ビジョンと 中計の関係	地域・お客さまに徹底的に寄り添いながら、組織の多様性や従業員の自律性を高めることで、将来に向けた強固な基盤を作る期間				
中計の 2つのテーマ	リアルとデジタルを融合し、 地域・お客さまと共に歩む		あらゆる価値を認め合い、 多彩な人材が躍動する		
目指す ビジネスモデル	デジタル・人的資本への投資を通じてサステナブルな経営基盤を構築するとともに、サービスレベル向上・顧客接点の増強によって、お客さま満足の最大化を目指していく				
目標計数	コア業務純益	親会社株主に帰属 する当期純利益	コアOHR (連結)	自己資本比率 (連結)	ROE (連結)
	200億円	130億円	65%以下	11%以上	4.5%以上

【施策推進】

お客さまに寄り添った活動を強化し、お客さま満足と付加価値向上を図るため、本部営業部門を「法人」「個人」という「お客さま起点」の組織に再編し、経営課題解決に資する伴走支援やお客さま一人ひとりのライフプランをサポートする総合的な提案の強化に努めました。

法人のお客さまに対しましては、1社1社にしっかりと寄り添い、資金繰り支援はもとより、事業承継やM&A、人材紹介やビジネスマッチング等、金融・非金融の両面からお客さまのニーズに合わせた最適なコンサルティングを実践し、お客さまの課題解決支援に取り組んでおります。

お客さまのデジタル化を通じて生産性向上を支援する「むさしのICTコンサルティング」の取扱いを開始したほか、脱炭素に向けた取組みをサポートするCO₂排出量測定サービス「C-checker（シーチェッカー）」を導入いたしました。

このほか、エネルギー、原材料価格等の高騰に対しましては、埼玉県の「価格転嫁サポーター制度」に協力し、約1,200名の役職員が価格転嫁に関する情報提供やアドバイスを行う価格転嫁サポーターに登録し、適正な価格への見直しをサポートしております。

個人のお客さまに対しましては、長期安定的な資産形成や高齢化の進展などに伴う相続、資産承継などの課題解決に努めております。

「貯蓄から資産運用」への高まりを受けて、商品ラインナップを拡充した他、資産運用フェア等、各種セミナーを開催し、お客さまへのタイムリーな情報提供に取り組んでおります。

資産活用においては、環境配慮への関心の高まりを受け、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）仕様のアパート・マンションを対象にしたローン商品を導入いたしました。

また、住宅ローンにつきましては、ご夫婦などが、個々の名義で借入れが可能な「ペアローン」に対し、万一の際に住宅ローンが完済となる「連生がん団信」の取扱いを開始しました。

このほか、信託や保険商品等を活用し、お客さまの相続関連ニーズにもきめ細かな対応を行っております。



資産運用フェア

店舗関連につきましては、7月に都心南部の拠点として千葉銀行との共同拠点である浜松町オフィスを浜松町支店へ支店昇格し、100店舗体制となりました。また、シンガポール駐在員事務所を2025年1月にリニューアル移転し、お客さまの海外事業の支援に努めております。



100店舗目となる浜松町支店



シンガポール駐在員事務所

【地域活性化への取組み】

シティプロモーションや産業振興等を通じ、地域活性化への取組みに注力しております。

地域の魅力発信に向けては、本店ビル内の地域創生スペースM's SQUAREにて、各自治体の観光スポットや特産品等を紹介するPR展を積極的に実施しております。

また、66年ぶりに埼玉県で開催された「第75回全国植樹祭」の機運醸成のため、小鹿野町等と連携し同町産ヒノキの端材を活用した「森のタンブラー」を商品開発しました。

スポーツ振興を通じた地域活性化に向け、12月には、女子バレーボールチーム「埼玉上尾メディックス」とスポンサー契約を締結し、活動をサポートしております。

これらに加え、埼玉県内の各自治体や地元企業、大学と連携し、空き家や少子化といった課題の解決に取り組んでおります。



地域の特産品PR展



森のタンブラー



埼玉上尾メディックス

【デジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組み】

DXへの取り組みを重要な経営課題と捉え、お客さま向けサービスや行内業務のデジタル化に取り組んでおります。

武蔵野銀行アプリの機能拡充として、非対面での投資信託及びNISA口座開設機能を追加したほか、購入、解約の注文や投信積立の申込、運用状況の照会等の機能を追加するなど、一層の利便性向上に努めております。

また、2024年11月に行内コミュニケーション基盤をマイクロソフト365に全面刷新し、お客さま接点・サービスの向上や行内の生産性向上に取り組んでおります。

その他、お客さまのデジタル化ニーズに的確に応えるべく、国家資格であるITパスポートは約1,200名の役職員が取得しているほか、上位資格である応用情報技術者等の保有者も拡大しております。



武蔵野銀行アプリ

【人的資本経営について】

人材育成の高度化と全ての従業員が活躍できる職場環境の整備など人的資本経営の実践に注力しております。

従業員一人ひとりが自律的にキャリア形成を実践し、積極的にチャレンジしていく企業風土の創出を目指し、2024年7月に人事制度の全面改正を実施いたしました。従業員自身が仕事での経験やスキルを活かし自己実現を目指せる環境の整備を進め、従業員の意欲的なチャレンジを支援するなど、エンゲージメントの向上による活力ある組織を目指しております。

また、お客さまの多様化するニーズにお応えすべく、従業員の自己啓発への支援も強化しております。資格取得や維持にかかる費用を補助する制度の充実により、持続的に能力向上に取り組むことができる環境の構築を目指しております。

さらに、新たな発想で仕事に取り組む企業文化の創出に向け、全従業員参加型ビジネスアイデアコンテスト「みらいのたまご」を開催しております。



ビジネスアイデアコンテスト

【サステナビリティへの取組み】

持続可能な地域経済、社会の実現に向けてサステナビリティ経営を実践しております。

脱炭素に向けては、「むさしの優良企業サステナブルファンド」などの融資商品やコンサルティングサービスを通じ、地域の脱炭素促進に向けた取組みに努めております。また、本店及び事務センターの全電力を再生可能エネルギーへ切替えを実施したほか、EV車の導入や店舗のLED化に取り組んでおります。

地域の自然保護に向けては、公益財団法人埼玉県生態系保護協会と「生物多様性に関する包括連携協定」を締結し、ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を食い止め回復軌道に乗せること）の実現に向け取り組んでおります。

また、地域の皆さまの金融リテラシーの向上に向けては、従来から行っております小中高生向け金融経済教育、社会人向けセミナーのほか、J—FLEC（金融経済教育推進機構）を積極的に活用した取組みも開始しております。



行員向け環境教育



金融経済教育

【アライアンス戦略】

当行は、千葉銀行との包括提携「千葉・武蔵野アライアンス」、全国各地の金融機関による広域連携「TSUBASAアライアンス」を活用し、様々な施策を展開しております。

千葉・武蔵野アライアンスでは、スマートフォンアプリの共同開発、相続関連業務への取組み、シンガポール駐在員事務所などの共同拠点による協業などに取組んでおります。また、TSUBASAアライアンスにおいても、マネーロンダリングへの取組みを拡充したほか、海外分野での連携やアライアンス行相互による人材交流など、幅広い領域で連携し施策を実施しました。

引続き、アライアンスを最大限に活用し、地域のお客さまに新たな価値を提供できるよう努めてまいります。

【事業の成果】

預金等

譲渡性預金を含めた預金等残高は前期末比658億円増加し、5兆936億円となりました。また、預り資産残高は前期末比237億円増加し、7,219億円となりました。

貸出金

貸出金残高は前期末比1,197億円増加し、4兆1,264億円となりました。

有価証券

有価証券残高は前期末比91億円増加し、1兆539億円となりました。

損益状況

経常収益は、資金運用収益が貸出金利息や有価証券利息配当金を主因に増加したことなどから、前期比30億5百万円増加し715億40百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用が預金利息を主因に増加したことなどから、前期比10億72百万円増加し544億42百万円となりました。

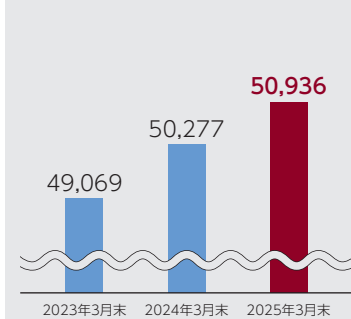
これらの結果、経常利益は前期比19億32百万円増加し170億97百万円、当期純利益は同20億21百万円増加し127億69百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益は前期比18億39百万円増加し181億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同18億82百万円増加し131億46百万円となりました。

(注) 預り資産残高のうち生命保険は、2024年9月末より「販売累計額」から「有効契約残高」に変更しております。

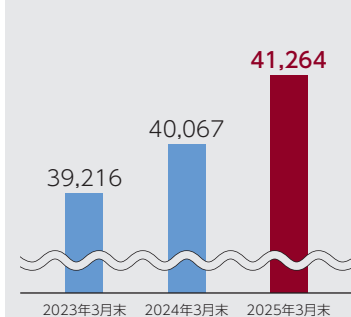
預金等残高

(億円)



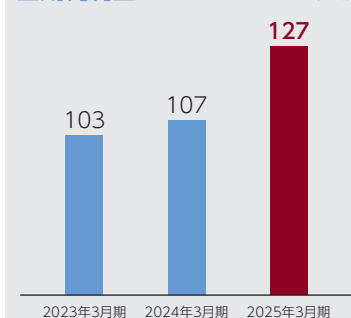
貸出金残高

(億円)



当期純利益

(億円)



○対処すべき課題

【「お客さま本位の業務運営」の浸透・定着化に向けた取り組み】

2023年6月に業務改善命令を受け、2023年8月に策定した業務改善計画に基づき、取締役会主導のもと、経営管理態勢（ガバナンス）と内部管理態勢の高度化を図ってまいりました。こうした取り組みにより、外部機関によるお客さま満足度の指標にも一定の成果が見られるなど、お客さま本位の業務運営の浸透・定着が進展しております。

今後も、更なる改善に向け、役職員一人ひとりがその取り組みを徹底し、本支店一体となり適切な業務運営態勢の構築と健全な組織文化の醸成に一層取り組んでまいります。

【中期経営計画 「MCP 1/3」】

今年度は、中期経営計画「MCP 1/3」の最終年度として、地域のお客さまに徹底的に寄り添い、長期ビジョン実現に向けた基盤を構築してまいります。

今中期経営計画の2つのテーマである「リアルとデジタルを融合し、地域・お客さまとともに歩む」「あらゆる価値を認め合い、多彩な人材が躍動する」のもと、デジタル化を一層加速させていくとともに、人的資本への投資を通じてサステナブルな経営基盤を構築し、サービスレベル向上・顧客接点の増強によって、お客さま満足の最大化を目指してまいります。

【これからも地域の皆さまとともに】

経済及び社会環境が不透明感を増す中、当行は、ここ埼玉に根差した金融機関として、様々な変化にも柔軟かつ機敏に対応し、お客さまに徹底的に寄り添うことで、ステークホルダーの皆さまとともに更なる成長を遂げていく所存です。

「地域共存」「顧客尊重」の経営理念のもと、お客さま、株主さま、地域社会など、全てのステークホルダーの皆さまの期待にお応えできるよう、グループ役職員一同、一層の精進に努め、これからも地域の皆さまと手を携えながら、永続的な発展を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引続き力強いご支援賜りますようお願い申し上げます。

ご参考

武蔵野銀行SDGs宣言

武蔵野銀行はSDGs(国連「持続可能な開発目標」)の目標達成に貢献するため、グループ全役職員が取組むことを宣言します。



持続的成長の源泉としての企業統治

企業統治を持続的成長の源泉と位置づけ、創業以来不変の経営理念に基づく確固たる銀行経営を志向します。



持続可能な地域経済

地元産業のイノベーションや地産地消の促進、快適かつ強靱なまちづくりに貢献し、持続可能な経済成長を実現します。



いつまでも自分らしく暮らせる地域社会

全ての人々が自分らしく、健康で幸福に生活できる社会をつくるため、積極的な取り組みを行います。



気候変動への対応と生物多様性の維持向上

地球規模の気候変動に対応するとともに、地域の豊かな生物多様性の維持向上に取り組めます。



サステナビリティ基本方針等

気候変動や人権といったグローバルな課題や国内外の金融経済における脱炭素の動きに対応するとともに、より実効性のあるサステナビリティ経営の実践を目指してまいります。

名称	要旨
サステナビリティ基本方針	当行の経営理念「地域共存」「顧客尊重」に基づき、地域活性化を実現し、中長期的な視点で経済価値と社会価値の両立を目指します。
環境方針	気候変動や脱炭素、生物多様性といった諸課題について、地球規模の視点を踏まえつつ、地元埼玉の地域特性も考慮し、事業活動を通じた取組みを全役職員で行います。
投融资方針	環境、社会、経済の持続可能性に対し、ネガティブな影響を及ぼす産業・企業セクターへの投融資を回避します。
人権方針	あらゆる事業活動や商品・サービス提供において、関わる全てのステークホルダーの人権や多様性を尊重します。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	4,763,406	4,880,863	4,978,220	5,068,848
定 期 性 預 金	1,415,782	1,361,558	1,293,239	1,260,562
そ の 他	3,347,623	3,519,305	3,684,981	3,808,285
社 債	—	—	—	—
出 金	3,854,315	3,921,626	4,006,739	4,126,452
個 人 向 け	1,104,428	1,103,059	1,129,980	1,173,252
中 小 企 業 向 け	1,941,904	2,025,149	2,095,655	2,147,265
そ の 他	807,983	793,418	781,104	805,935
商 品 有 価 証 券	51	7	6	3
有 価 証 券	735,357	809,893	1,044,788	1,053,940
国 債	119,978	162,424	306,049	321,315
そ の 他	615,378	647,468	738,739	732,624
総 資 産	5,468,037	5,309,195	5,375,385	5,447,810
内 国 為 替 取 扱 高	12,314,644	12,812,064	13,570,591	14,158,856
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,760	百万ドル 1,651	百万ドル 1,402	百万ドル 1,126
経 常 利 益	12,148	14,388	15,165	17,097
当 期 純 利 益	8,317	10,351	10,747	12,769
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 248 35	円 銭 309 26	円 銭 324 11	円 銭 386 00
信 託 財 産	5,735	7,756	8,063	7,893
信 託 報 酬	68	63	25	14

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。当行は、「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当行株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、役員報酬BIP信託口が保有する当行株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	71,186	81,901	81,068	84,084
経 常 利 益	13,492	15,634	16,261	18,100
親会社株主に帰属する当期純利益	9,001	10,865	11,264	13,146
包 括 利 益	4,046	5,607	25,442	△2,354
純 資 産 額	250,554	252,917	274,138	267,974
総 資 産	5,486,283	5,327,096	5,404,015	5,474,957

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当年度末
従業員数	1,889人
平均年齢	40年10か月
平均勤続年数	16年9か月
平均給与月額	449千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 従業員数には、臨時雇員は含みません。
 3. 平均給与月額は、賞与及び時間外手当を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末
埼玉県	93か店（うち出張所 2）
東京都	6か店（ // ー）
茨城県	1か店（ // ー）
合 計	100か店（ // 2）

- (注) 1. 営業所（100か店）の内11か店について支店内支店化（ランチ・イン・ランチ方式）を行っており、店舗の拠点数としては89か店となっております。
 2. 上記のほか、駐在員事務所をシンガポールに設置しております。
 3. 店舗外ATMについては、1か所を新設し108か所となっております。
 4. さらに、千葉・武蔵野アライアンス事業の一環として、千葉県内の駅やアウトレットパーク、成田空港など21か所の千葉銀行のATMが当行ATMと同じ手数料体系で利用できるようになっております。

□ 当年度新設営業所

浜松町支店

(注) 当年度において店舗外ATMを下記の1か所新設いたしました。

<新設>

東武ストア土呂店出張所

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社 千葉銀行	千葉銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社 千葉銀行

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,277
---------	-------

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
行内グループウェア・ネットワーク基盤の更改	611
銀行アプリ機能追加	350
為替集中システムの更改	222
基幹データ中継機器の更改	148

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
ぶざん総合リース 株 式 会 社	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地 8	一般リース、延払取引、オートリース業務	120百万円	50.00%
ぶざん保証株式会社	さいたま市大宮区桜木町 四丁目265番地 1	個人向け融資に係る信用保証業務	90	99.36
むさしのカード 株 式 会 社	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地 8	クレジットカード（JCB・VISA）、 金銭の貸付、カード業務に係る信用保証業務	40	62.27
ぶざんシステム 株 式 会 社	さいたま市大宮区北袋町 一丁目307番地	コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務	20	45.00
株 式 会 社 ぶざん地域経済研	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地 8	県内経済・産業の調査研究、経営・ 税務等の相談、各種セミナーの開催	20	42.50
株 式 会 社 ぶざんキャピタル	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地 8	ベンチャー企業等への投資、経営 相談	20	5.00
むさしのハーモニー 株 式 会 社	さいたま市大宮区北袋町 一丁目307番地	事務代行業務	10	100.00
むさしの 未来パートナーズ 株 式 会 社	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地 8	地域商社業務 コンサルティング業務	100	100.00

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行の連結される子会社は8社であります。その他に持分法適用の関連法人等が1社あります。

重要な業務提携の概況

- ①地方銀行との提携により、現金自動設備（以下ATMという）の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ②地方銀行、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
- ⑤全国に広がる提携金融機関の集金網を活用し、口座振替による代金回収サービス「埼玉ネットワークサービス（略称SNS）」を行っております。
- ⑥株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置したATMサービスを行っております。
- ⑦株式会社イオン銀行とのATM利用提携により、イオン等に設置されたATMをご利用できます。
- ⑧株式会社ビューカードとのATM利用提携により、首都圏を中心としたJRの駅に設置のATM「VIEW ALTTE（ビューアルッテ）」をご利用できます。
- ⑨株式会社千葉銀行との間で、業務及び資本の提携に関して包括提携契約書（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
- ⑩株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
長 堀 和 正	取締役頭取（代表取締役）	
白 井 利 幸	専務取締役（代表取締役） [担当]人事部、リスク統括部	
大 友 謙	常務取締役（営業本部長） [担当]営業推進部、法人コンサルティング部、 個人コンサルティング部	
宮 崎 貴 夫	常務取締役 [担当]融資部、市場国際部	
滝 沢 潔	常務取締役 [担当]デジタル推進部、事務統括部	
満 岡 隆 一	取締役（社外役員）	
真 田 幸 光	取締役（社外役員）	多摩信用金庫員外監事、嘉悦大学副学長・教授、 愛知淑徳大学名誉教授
小 林 彩 子	取締役（社外役員）	弁護士、弁護士法人片岡総合法律事務所パート ナー、慶応義塾大学法科大学院教授、株式会社 キッツ社外取締役
黒 澤 進	常勤監査役	
若 林 一 弘	常勤監査役	
毛 塚 富 雄	監査役（社外役員）	
吉 田 波也人	監査役（社外役員）	公認会計士、吉田波也人公認会計士事務所代 表、日本曹達株式会社取締役監査等委員（社外 取締役）
中 野 晃	監査役（社外役員）	一般財団法人さいたま住宅検査センター監事、 公立大学法人埼玉県立大学監事

- (注) 1. 取締役満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役毛塚富雄、吉田波也人、中野晃の3氏は社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役毛塚富雄氏は、企業経営の金融実務等を通じて豊富な経験を積んでおり、また、監査役吉田波也人氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役中野晃氏は、公務を通じて地域経済・行政に精通しているほか、一般財団法人及び公立大学法人の監事を務めており、幅広い知識と経験を有しております。
4. 2024年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役員沼勤氏は辞任しました。
5. 取締役小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、2021年6月25日の当行取締役会にて新たに業績連動賞与等の導入を決議したことにより、固定部分である基本報酬、変動部分である業績連動賞与、及び一部業績に連動する株式報酬（以下BIP信託（業績連動型株式報酬））等で構成しております。

また、社外取締役及び監査役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。

なお、基本報酬は役位毎の責任の重さに応じて支給します。

業績連動賞与等及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する方針は、下記⑤「業績連動賞与及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する事項」に記載のとおりです。

種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の水準を踏まえ、検討を行うこととしております。

また、決定方針は取締役会において決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2011年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額350百万円、監査役が年額60百万円であります。なお、取締役に対する業績連動賞与等の金額は年額350百万円に含まれます。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は5名です。

また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、2016年6月28日開催の第93回定時株主総会の決議によって定められたBIP信託（業績連動型株式報酬）制度の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬の限度額は、3事業年度を対象として合計300百万円であります。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容については、株主総会の決議で定められた報酬枠総額の範囲内で、取締役会において決定しております。役員報酬制度の内容の独立性、客観性、透明性を高めるため、その内容は経営諮問委員会において事前に審議し、その審議結果を取締役に答申しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動賞与	BIP信託 (業績連動型株式報酬)	
取 締 役	229	184	26	19	9
監 査 役	50	50	—	—	5
計	279	234	26	19	14

- (注) 1. BIP信託（業績連動型株式報酬）の額には、株式報酬に係る費用計上額19百万円が含まれております。
2. BIP信託（業績連動型株式報酬）として取締役に対して株式を交付しております。
3. 上表には、2024年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

⑤ 業績連動賞与及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する事項

業績連動賞与は、毎事業年度の業績向上への貢献意識を高めることを目的に、BIP信託（業績連動型株式報酬）は、取締役の報酬と業績の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的に導入しております。

業績連動賞与は当期純利益等を業績指標とし、それらの達成率及び役位に基づき決定しております。

BIP信託（業績連動型株式報酬）は、役位に基づく非業績連動部分、業績目標（中期経営計画に定める年度毎の目標値）に基づいて決定される業績連動部分により構成しております。業績連動部分は中期経営計画に定める年度毎の当期純利益に対する達成率により決定しております。

なお、当事業年度における業績連動部分に係る指標の目標及び実績は以下のとおりです。

中期経営計画に掲げる最終年度の当期純利益目標 126億円
2024年度（中期経営計画2年目）の当期純利益実績 127億円

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
取締役 満岡 隆一	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
取締役 真田 幸光	
取締役 小林 彩子	
監査役 毛塚 富雄	
監査役 吉田波也人	
監査役 中野 晃	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役 及び当行監査役	当行は、保険会社との間で全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。 当該保険契約は被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、その他法令違反行為や故意行為等に起因する損害等については、填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 真田 幸光	多摩信用金庫員外監事、嘉悦大学副学長・教授、愛知淑徳大学名誉教授 (当行と多摩信用金庫、嘉悦大学、愛知淑徳大学との間には特別な関係はありません。)
取締役 小林 彩子	弁護士、弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー、慶応義塾大学法科大学院教授、株式会社キッツ社外取締役 (当行と弁護士小林彩子氏、弁護士法人片岡総合法律事務所、慶応義塾大学、株式会社キッツとの間には特別な関係はありません。)
監査役 吉田波也人	公認会計士、吉田波也人公認会計士事務所代表、日本曹達株式会社取締役監査等委員 (社外取締役) (当行と公認会計士吉田波也人氏、吉田波也人公認会計士事務所、日本曹達株式会社との間には特別な関係はありません。)
監査役 中野 晃	一般財団法人さいたま住宅検査センター監事、公立大学法人埼玉県立大学監事 (当行は一般財団法人さいたま住宅検査センター、公立大学法人埼玉県立大学と通常の銀行取引があります。)

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役 満岡 隆一	5年 9か月	取締役会13回開催中 13回出席 経営諮問委員会2回開催中 2回出席	外資系メーカーのトップとして企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性の向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。 経営諮問委員会では、指名・報酬に関する議案について審議し、同委員長として、議事運営と取締役会への報告を行いました。
取締役 真田 幸光	3年 9か月	取締役会13回開催中 12回出席 経営諮問委員会2回開催中 2回出席	海外留学経験や外資系銀行勤務等、豊富な業務経験に加え、国際金融を研究分野とする大学教授を務めている経験を通じて得た知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。取締役会では、国際情勢や国内外の金融動向に関する幅広い情報を基に、ステークホルダーからの視点を踏まえ、当行経営全般について専門的かつ幅広い知見を活かし、積極的な助言を行いました。 また、経営諮問委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べております。
取締役 小林 彩子	3年 9か月	取締役会13回開催中 13回出席 経営諮問委員会2回開催中 2回出席	弁護士としての知見に加え、ファイナンス、企業法務、コンプライアンス等広範な専門知識を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。取締役会では、専門的かつ幅広い知見を活かし、従業員も含めたステークホルダーからの視点を踏まえ、当行の経営全般について積極的な助言を行いました。 また、経営諮問委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べております。
監査役 毛塚 富雄	11年 9か月	取締役会13回開催中 13回出席 監査役会13回開催中 13回出席	企業経営者として豊富な経験や専門的な知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、企業経営者としての専門的見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉田波也人	2年 9か月	取締役会13回開催中 13回出席 監査役会13回開催中 13回出席	公認会計士としての企業会計、監査、内部統制の分野における豊富な知識と経験や、経営に対する高い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、公認会計士の見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 中野 晃	1年 9か月	取締役会13回開催中 13回出席 監査役会13回開催中 13回出席	地方行政経験者としての豊富な経験や専門的な知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、地方行政経験者としての実務的見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	BIP信託 (業績連動型株式報酬)	
取締役	24	24	—	—	3
監査役	19	19	—	—	3
計	43	43	—	—	6

(注) 社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	80,000千株
	発行済株式の総数	33,405千株
	(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。	
(2) 当年度末株主数		13,190名
(3) 大株主		

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,231千株	12.76%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,603	7.85
株式会社千葉銀行	925	2.79
QRファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社QRインベストメント	914	2.75
明治安田生命保険相互会社	735	2.22
住友生命保険相互会社	702	2.12
武蔵野銀行従業員持株会	698	2.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	673	2.03
前田硝子株式会社	605	1.82
日本生命保険相互会社	507	1.53

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式 (263千株) を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
なお、自己株式には、役員報酬BIP信託口の所有する当行株式 (60千株) は含まれておりません。

(4) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	3,415株	1名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

(注) 当行の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2（2）⑤業績連動賞与及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する事項」に記載しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 日下部 恵 美 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙	60百万円	一百万円

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等の額について、当行監査役会は、会計監査人の監査計画及び職務執行状況並びに報酬見積りの算出根拠等の適切性について必要な検証を行い、同意の判断をしております。
3. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計金額を記載しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は67百万円であります。
なお、非連結子会社における監査証明業務に基づく報酬は1百万円であります。
5. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の保証契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務執行を適切に執行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6 会社の支配に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

<業務の適正を確保する体制>

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当行の倫理、行動の基本指針である「行動憲章」及び法令等遵守の基本的規則である「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令等遵守の徹底に努めております。
- ・頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当行全体のコンプライアンスの統括部署としてリスク統括部経営法務室を設置するとともに、各部店内にコンプライアンス体制を統括管理する「法令遵守担当者」を任命しております。

- ・法令違反行為その他のコンプライアンスに関する行内通報制度や、財務報告の適正性を確保するために財務報告に関する基本方針を定め、必要な内部管理体制を整備しております。
- ・反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置し、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣への報告に加え、警察等関連機関と連携する体制を整えております。
- ・監査役及び内部監査部署は、当行の法令遵守体制等の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を要請できることとしております。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・リスク統括部を当行全体のリスク管理の統括部署とし、別途定めるそれぞれのリスク管理規程により、担当部署、管理運営方法等を定めるものとしております。
- ・経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、業務の継続性確保及び早期復旧に向けた対応を図ることとしております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役で構成する経営会議に、取締役会で定めた経営上重要な事項の執行についての審議を委任するとともに、業務執行は、取締役会の決議により選任された執行役員及びその他の責任者が、これを行っております。
- ・取締役会は、取締役の職務の執行を監督するとともに、取締役会及び各取締役は、執行役員及びその他の責任者の職務を監督する権限を有し、その責任を負うものとしております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び行内規則に基づき適切かつ確実に保存及び管理することとしております。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関連会社等管理規程ほか行内規程等に基づき、協議・報告事項を定めるほか、定期的に当行及びグループ会社の取締役が出席する「グループ情報連絡会」を開催し、グループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。
- ・法令違反行為などの通報制度として、グループ会社の取締役及び使用人から当行の担当部署へ通報できる公益通報制度を設け、その運用を行うとともに、当行の内部監査部署がグループ会社に対する監査を実施し、業務の適正化に努めております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - ・監査役補助者を1名以上配置し、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。
- ② 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
 - ・取締役及び使用人は当行の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役会に遅滞なく報告することとしております。また、監査役は必要に応じて当行グループの取締役及び使用人、会計監査人等に対して報告を求めることができる体制としております。また、当行グループにおける監査結果や内部通報の状況について、担当部署が監査役へ報告することとしております。
- ③ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - ・監査役へ報告を行った者が当該通報をしたこと自体による不利な取扱いの禁止を公益通報制度規程に明記しております。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項**
 - ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑤ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会、経営会議、その他重要な会議に監査役が出席し、意見を述べる体制としているほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見の交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンスを実践する具体的な計画として、コンプライアンス・プログラムを取締役会で審議・決定し、全役職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会にて進捗状況等をモニタリング（2回）しております。また、コンプライアンス委員会の下部組織である本部法令遵守担当者会議を毎月開催しております。

仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資家保護上の問題が認められる状況に係る行政処分に関して、2023年8月に業務改善計画を策定いたしました。

具体的には、①業容に応じた業務運営態勢の構築、②経営管理態勢の強化、③内部管理態勢の強化、④法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提とした銀証ビジネスモデルの構築について、各施策を設定し、着実に実行して行内での定着を図っております。

業務改善計画の進捗状況を評価し、具体的な対応策を協議するため、2023年8月に品質向上委員会を新設し、以後毎月開催しております。また、その内容を四半期ごとに取締役会へ報告しております。

(2) リスク管理体制

与信ポートフォリオ管理委員会（7回）、ALM委員会（11回）、オペレーショナル・リスク管理委員会（2回）を開催し、その内容を経営へ報告したほか、BCP訓練を2回実施いたしました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を13回開催したほか、取締役会の権限委譲による決定機関である経営会議（ALM、リスク管理に関する経営会議を含む）を52回開催しました。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の業務実績について取締役会に報告（４回）したほか、グループ情報連絡会を開催（２回）し、経営課題の把握と対応方針について協議しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役の職務を補助する専任の担当者を１名配置するとともに、内部監査部署は当行グループの監査結果等を内部監査報告会を開催（１２回）し、監査役へ報告しました。また、常勤及び社外監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議、その他重要な会議及びグループ情報連絡会等に出席し、意見を述べる体制としたほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見交換を行いました。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

第102期末 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	161,208
現金	44,605
預け金	116,602
買入金銭債権	814
商品有価証券	3
商品国債	3
金銭の信託	1,495
有価証券	1,053,940
国債	321,315
地方債	233,474
社債	190,133
株式	66,868
その他の証券	242,147
貸出金	4,126,452
割引手形	4,666
手形貸付	143,198
証書貸付	3,637,739
当座貸越	340,848
外国為替	7,049
外国他店預け	6,888
買入外国為替	33
取立外国為替	127
その他資産	33,166
前払費用	231
未収収益	5,012
金融派生商品	11,288
その他の資産	16,633
有形固定資産	52,196
建物	24,714
土地	24,667
リース資産	241
その他の有形固定資産	2,573
無形固定資産	5,354
ソフトウェア	5,191
その他の無形固定資産	162
前払年金費用	11,182
繰延税金資産	2,596
支払承諾見返	5,141
貸倒引当金	△12,790
資産の部合計	5,447,810

科目	金額
(負債の部)	
預金	5,068,848
当座預金	222,891
普通預金	3,498,557
貯蓄預金	44,629
通知預金	730
定期預金	1,260,526
定期積金	36
その他の預金	41,476
譲渡性預金	24,770
コールマネー	42,613
債券貸借取引受入担保金	13,013
外国為替	344
売渡外国為替	162
未払外国為替	181
信託勘定借	7,893
その他負債	24,755
未払法人税等	2,104
未払費用	2,676
前受収益	2,150
給付補填備金	39
金融派生商品	1,158
金融商品等受入担保金	11,710
リース債務	266
資産除去債務	882
その他の負債	3,767
賞与引当金	1,178
役員賞与引当金	21
退職給付引当金	2,414
睡眠預金払戻損失引当金	114
偶発損失引当金	232
株式報酬引当金	87
再評価に係る繰延税金負債	4,352
支払承諾	5,141
負債の部合計	5,195,781
(純資産の部)	
資本金	45,743
資本剰余金	38,351
資本準備金	38,351
その他資本剰余金	0
利益剰余金	159,929
利益準備金	10,087
その他利益剰余金	149,842
不動産圧縮積立金	346
別途積立金	136,560
繰越利益剰余金	12,935
自己株式	△791
株主資本合計	243,233
その他有価証券評価差額金	△5,681
繰延ヘッジ損益	6,307
土地再評価差額金	8,161
評価・換算差額等合計	8,787
新株予約権	8
純資産の部合計	252,029
負債及び純資産の部合計	5,447,810

第102期 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		71,540
資金運用収益	53,055	
貸出金利息	39,943	
有価証券利息配当金	12,614	
コールローン利息	22	
預け金利息	0	
その他の受入利息	475	
信託報酬	14	
役務取引等収益	14,926	
受入為替手数料	1,783	
その他の役務収益	13,143	
その他業務収益	506	
国債等債券売却益	310	
国債等債券償還益	4	
金融派生商品収益	191	
その他経常収益	3,036	
償却債権取立益	721	
株式等売却益	1,744	
その他の経常収益	570	
経常費用		54,442
資金調達費用	7,134	
預金利息	3,425	
譲渡性預金利息	16	
コールマネー利息	2,452	
債券貸借取引支払利息	521	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	692	
その他の支払利息	26	
役務取引等費用	4,384	
支払為替手数料	278	
その他の役務費用	4,105	
その他業務費用	5,888	
外国為替売買損	4,102	
商品有価証券売却損	1	
国債等債券売却損	888	
国債等債券償還損	896	
営業経費	34,132	
その他経常費用	2,902	
貸倒引当金繰入額	1,868	
株式等売却損	425	
株式等償却	0	
金銭の信託運用損	2	
その他の経常費用	605	
経常利益		17,097

(単位：百万円)

科目	金額	
特別損失		18
固定資産処分損	7	
減損損失	11	
税引前当期純利益		17,078
法人税、住民税及び事業税	3,840	
法人税等調整額	469	
法人税等合計		4,309
当期純利益		12,769

第102期末 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	161,488	預金	5,064,633
買入金銭債権	814	譲渡性預金	14,770
商品有価証券	3	コールマネー及び売渡手形	42,613
金銭の信託	1,495	債券貸借取引受入担保金	13,013
有価証券	1,055,356	借入金	12,928
貸出金	4,113,281	外国為替	344
外国為替	7,049	信託勘定借	7,893
リース債権及びリース投資資産	20,164	その他負債	36,408
その他資産	50,272	賞与引当金	1,229
有形固定資産	53,446	役員賞与引当金	36
建物	25,084	退職給付に係る負債	2,331
土地	25,364	役員退職慰労引当金	25
リース資産	1	利息返還損失引当金	27
その他の有形固定資産	2,995	睡眠預金払戻損失引当金	114
無形固定資産	5,396	ポイント引当金	117
ソフトウェア	5,215	偶発損失引当金	232
その他の無形固定資産	181	株式報酬引当金	87
退職給付に係る資産	13,903	繰延税金負債	684
繰延税金資産	2,450	再評価に係る繰延税金負債	4,352
支払承諾見返	5,141	支払承諾	5,141
貸倒引当金	△15,305	負債の部合計	5,206,983
資産の部合計	5,474,957	(純資産の部)	
		資本金	45,743
		資本剰余金	38,350
		利益剰余金	172,537
		自己株式	△791
		株主資本合計	255,841
		その他有価証券評価差額金	△4,362
		繰延ヘッジ損益	6,307
		土地再評価差額金	8,161
		退職給付に係る調整累計額	1,971
		その他の包括利益累計額合計	12,077
		新株予約権	8
		非支配株主持分	47
		純資産の部合計	267,974
		負債及び純資産の部合計	5,474,957

第102期 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		84,084
資金運用収益	52,187	
貸出金利息	39,938	
有価証券利息配当金	11,745	
コールローン利息及び買入手形利息	22	
預け金利息	0	
その他の受入利息	480	
信託報酬	14	
役務取引等収益	15,610	
その他業務収益	1,700	
その他経常収益	14,571	
償却債権取立益	721	
その他の経常収益	13,849	
経常費用		65,984
資金調達費用	7,194	
預金利息	3,423	
譲渡性預金利息	11	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,452	
債券貸借取引支払利息	521	
借入金利息	66	
その他の支払利息	718	
役務取引等費用	4,097	
その他業務費用	5,888	
営業経費	35,779	
その他経常費用	13,023	
貸倒引当金繰入額	1,753	
その他の経常費用	11,270	
経常利益		18,100
特別損失		18
固定資産処分損	7	
減損損失	11	
税金等調整前当期純利益		18,081
法人税、住民税及び事業税	4,367	
法人税等調整額	558	
法人税等合計		4,926
当期純利益		13,155
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		13,146

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社武蔵野銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松崎 謙

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社武蔵野銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松崎 謙

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び各営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役等から報告を受け、また、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- なお、事業報告書に記載の通り、当行は2023年6月に関東財務局より業務改善命令を受け、その後その改善・再発防止に向けた取組みを継続して行っていました。監査役会は、その取組状況について、今後も注意深く監視・検証してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

株式会社武蔵野銀行 監査役会

常勤監査役	黒澤	進 印
常勤監査役	若林	一弘 印
社外監査役	毛塚	富雄 印
社外監査役	吉田	波也人 印
社外監査役	中野	晃 印

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 武蔵野銀行本店4階大会議室

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
(武蔵野銀行 代表) 電話 (048)641-6111

※下記ご案内図をご参照いただきご来場ください。

交通 JR 大宮駅西口より徒歩約7分

※駐車場・駐輪場のご用意ができませんので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。



【お体の不自由な株主さま、または障がいのある株主さまへ】

ご要望に応じて、車いすのサポート、受付の筆談サポート、座席やお手洗いへの誘導をお手伝いさせていただきますので、会場スタッフへお気軽にお申し付けください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

